

令和6年1月26日解体工事不適正事案に係る対策等検討会（第4回）議事録

日時：令和6年1月26日（金）15:00～15:55

場所：福島地方環境事務所 5A・5B 会議室

出席者：

委員：

河津 賢澄	福島大学 共生システム理工学類 客員教授
川瀬 啓一	国立大学法人 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島研究開発拠点 大熊分析・研究センター 施設安全部 部長
佐藤 彰	国土交通省 東北地方整備局 技術調整管理官
新開 文雄	弁護士法人 新開法律事務所 代表社員弁護士
星 一	一般社団法人 福島県産業資源循環協会 専務理事兼事務局長

環境省：

関谷 毅史	福島地方環境事務所 所長
成田 浩司	福島地方環境事務所 次長
川口 滋	福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 部長
西川 絢子	福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 調整官
中村 祥	福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課 課長
川道 俊見	福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課 専門官
豊島 広史	福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生・廃棄物対策総括課 課長
中村 雄介	福島地方環境事務所 中間貯蔵部 調整官
古川 哲治	福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵施設浜通り事務所 調整官

議事録：

豊島：それでは、定刻になりましたので、ただ今から第4回「解体工事不適正事案に係る対策等検討会」を開催させていただきます。本日、冒頭の進行を務めさせていただきます。環境省福島地方環境事務所、環境再生・廃棄物対策総括課長の豊島でございます。どうぞよろしく願いいたします。まずは、委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、本日、大河内委員は、所用のため御欠席されておりますことを御報告させていただきます。まず議事に先立ちまして、事務局を代表いたしまして、福島地方環境事務所長の関谷より御挨拶申し上げます。

関谷：福島地方環境事務所長の関谷でございます。本日は第4回の解体工事不適正事案に係る対策等検討会、皆様御出席を賜りまして誠にありがとうございます。この検討会、昨年10月に第1回を開催させていただきまして本日が第4回目ということになりました。今回、ここに至るまで、昨年発生しました事案に関しまして、その原因ですとか、現場での管理の状況、そういったものを分析するとともに、効果的な再発防止策とは一体何なのかということにつきまして、皆様方から大変貴重な御意見を幾つもいただいたところでございます。それを踏まえまして事務所の方で再発防止の取りまとめということで作業を進めて参りました。本日第4回目ということでございまして、その再発防止策の取りまとめの案を改めて御説明申し上げまして、皆様方からまた御意見を賜りたいと思っております。ここまで、第4回までのご審議への御協力、改めて御礼申し上げますとともに、本日の質疑においても、引き続き忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

豊島：続きまして、今回の会議の公開・非公開の扱いについて御説明をさせていただきます。今回の会議におきましては、情報公開法第五条で定める不開示情報を扱うものではないことから、議事を公開とさせていただきます。また資料及び議事録に関しましても、公開とさせていただきます。冒頭のカメラ撮りは可としてございますけれども、議事に入りましたら恐縮ではございますが撮影については御遠慮お願いさせていただきます。まずは、お手元の配付資料の確認からさせていただきます。資料につきましては、お配りをさせていただいております議事次第の下のところにつけさせていただいております。まず資料1「解体工事不適正事案に係る総合的な再発防止対策の取りまとめ（案）」といたしまして、こちら資料1、二つあるのですけれども、二つつけさせていただいております。上の方に置かせていただいておりますのが、前回から御指摘等いただいて修正をさせていただいたものを反映させていただいたものとなっております。その下に、修正をしたところを分かるように見え消しを付けたものについても併せてお配りをさせていただいております。こちらが資料1でございます。その他、参考資料三つとなっております。まず参考資料1といたしましては「委員名簿」をつけさせていただいております。続いて、参考資料2といたしましては本日の「出席者一覧」についてをつけさせていただいております。最後に、参考資料3といたしまして、本検討会の開催要領について、つけさせていただいております。もし資料に不足等ございましたら、事務局までご連絡をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この後の議事に入らせていただきますので、マスコミの皆様におかれましては以降のカメラ撮りにつきましては御遠慮いただければと思いますので御協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。それでは以降の議事進行につきまして、河津委員長、どうぞよろしく御願いたします。

議題1. 解体工事不適正事案に係る総合的な再発防止対策の取りまとめ(案)について

河津：はい。それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。議題1「解体工事不適正事案にかかる再発防止対策取りまとめ(案)について」。前回は「(案)」という形でいろいろ議論がありまして、その後事務局の方でも、各委員と調整も含めながら「(案)」を取りまとめた、ということで、まず資料1について説明の方よろしく御願いたします。

中村：環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村でございます。どうぞよろしく御願いたします。私の方から資料の方を改めて御説明申し上げます。

資料1について、先ほど豊島の方からございましたとおり、溶け込み版、見え消し版と同じものを付けさせていただいてございますが、よろしければ見え消し版の方をご覧いただきつつ、御説明させていただければと思っております。

見え消しにつきましては、前回の検討会においてお出しした、対策取りまとめ案からの見え消しということでご用意しております。一部の修正について、修辞上の修正になってございますので、そちらについては特段修正理由を御説明せずに行きたいと思っております。よりサブスタンスに関わるような修正について、修正理由なりを御説明したいと思っております。

また、これまでの状況を踏まえまして、全体的に前から順に御説明しながら、ご確認いただければと思っておりますので、よろしく御願いたします。

つきましては資料1の1ページの方をご覧いただけますでしょうか。今回本検討会において重要なご助言をいただきながら、解体工事不適正事案に係る総合的な再発防止対策の取りまとめ案ということでございまして、まず最初に本件が議論されることになった経緯と申しますか、背景として、環境省福島地方環境事務所の工事で発注した、令和4年度の大熊町の特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事その6において、令和5年5月に複数の現場作業員の方々が、解体工事現場から発生した金属くずを無断で持ち出して売却したといった事案があったこと、それを踏まえて福島事務所の方で、先生方のお力をお借りして、専門的なご知見をいただくということで、本検討会を立ち上げさせていただいて、原因ですとか、問題点を整理させていただいて、ご助言をいただきながら再発防止対策について検討して、また実施してきた経緯を書かせていただいております。

また今般、それを踏まえて改めて再発防止対策という形で取りまとめたというところも、全体の経緯として書かせていただいております。

続きまして2.として、本事案の概要とこれまでの対応というところでございます。まず事案の経緯について改めて再掲させていただいております。実際に工事そのものは一昨年の5月17日に着手してございまして、特に本件事案が発生するに際しての該当箇所、つまり大熊町図書館については、昨年の2月に着手したところ、その後、

後から分かった状況ではございますが、昨年の5月において、一次下請業者の作業員らが複数回にわたって、金属くず及び銅線の合計22トンを持ち出して無断で売却してしまったということございまして、その件について7月26日に環境省として認知しまして、その後10月25日に正式に当該作業員ら4名が逮捕に至ったところでございまして、その後送致もされている状況でございます。

2ページでございますけれども、そうしたところを踏まえまして、環境省といたしましても、元請受注者及び元請受注者が今回特定建設工事共同事業体であったものから、そうした企業体の構成員、並びに下請業者であるところの有限会社青田興業に対して、6週間の指名停止措置を講じたというところ、またその後、当該作業員のうち3名について、同じ5月に行われた事案について再逮捕がなされているといった状況について記載させていただいてございます。

これに対して環境省のとした主な対応について列挙したところがその次(2)のところでございます。先生方にご意見をいただいたというところは、最も重要な部分でございますけれども、その他の点といたしましては、実際に事案の報告を受注者から受けて以降、事実関係の確認ですとか法的論点の整理をさせていただきまして、その後9月19日の段階で、環境省福島地方環境事務所長名で改めてその他の当事務所が発注する全工事受注者に対して、注意喚起と作業員への再教育実施を指示いたしまして、また類似工事受注者に対して、こうした無断持ち出し防止に係る現在実施中または今後実施予定の取り組みの報告を指示したという状況でございました。その後、9月22日において環境大臣からも、本事案の責任に関する所在の把握ですとか、もしくは受注者による管理体制の強化とか、あるいは再発防止対策の策定、そして監視体制の強化、その上で外部有識者による検討会を設置して取りまとめを行っていくといった旨表明したところでございます。またこれを受けて、環境省及び元請受注者での双方の対策強化を実施してございます。また、元請受注者による取り組み報告も踏まえまして、当面の再発防止対策を急ぎ、検討整理いたしまして、10月13日に開催いただいた第1回の検討会において提示しまして、その際にいただいたご助言も踏まえて、改めて対策を精査した上で一旦当面の対策ということで、10月26日に事務連絡を発出して取り組みの方、改めて開始している状況でございます。

あわせて、第1回の検討会におきまして、その際の事案においても無断持ち出しされた金属くず等の追跡調査結果の方もご報告いたしました。持ち出された金属くずを受け入れたとされる業者に対するヒアリングの結果、そして売却された金属くず等は、事業者による細断・加工・熔融などの処理を経てすでに製品化されたと考えられ、回収することはできなかったものの、金属くずを受けたそうした各業者とも、線量測定を実施し線量が高くないことを確認した上で受け入れられたことが判明してございます。

また、同じ大熊町図書館から発生した同一性状と思われる金属くずの放射能濃度を測

定したところ、その濃度としては0.5Bq/kg及び0.8Bq/kgであることも確認してございまして、値自体は、原子炉等規制法におけるクリアランス基準100Bq/kgと比較しても、その基準を大きく下回るものであるということを確認してございます。

また、11月14日には福島地方環境事務所長名で金属くずのスクラップの買取を実施する可能性のある業界団体様宛にも、盗難品流通防止のための周知についての協力依頼の方発出させていただいてございます。また、過去の工事における同種の事例と無断持ち出し防止に関する取り組みを調査し、情報収集するために、3ページでございまして、11月から12月にかけて、過去5年間において行われた被災した家屋・建物の解体工事を対象にヒアリングを実施してございます。解体作業の、そうした結果につきましては第3回検討会でご報告いたしました。解体作業の管理状況ですとか注意すべき品目、そして過去の同種事案の有無について情報収集した次第でございまして、また、12月の13日から15日につきましては、特定復興再生拠点区域における除染等解体工事の工事元請受注者に対して、放射線物汚染対処特措法に基づく立入検査を実施いたしまして、特に解体現場から生じる特定廃棄物の収集運搬に関して、法の遵守状況を確認し、この点についても第3回検討会でご報告申し上げました次第でございまして。

続きまして3.ということございまして、こうした経緯概要を踏まえまして、その後先生方のご意見をいただきながら、本事案が生じた原因とそれを受けての対策の方向性について整理した部分でございまして、まず(1)といたしまして、本事案が生じた想定される原因ということで、改めてご助言を踏まえて整理したところございまして。原因といたしましては、まず、作業上関係のない工事車両が解体現場に入場した可能性があるという点、その際発注者としては発注仕様において、解体現場で車両や作業員単位での入出場管理までは求めていなかったですとか、そういったところも背景としてあったと思っております。また帰還困難区域であった際には、入域ゲートで入退域管理があった中、解除された中でこの現場ではその程度の管理を行っていなかった、といった事情もございました。続きまして、解体現場から仮置場へ廃棄物を運搬する際には、搬出前に運搬内容の記録が必要になりますけれども、無断持ち出しされた金属くずについては、そうした記録がなされていなかったということ、またなされていなかった状況でも現場から退場することができたというところが原因の1つであったと思っております。また金属くずを解体現場に残置しておりましたがその増減について定量的に管理はできていなかったというところがございました。

続きまして4ページでございまして。持ち出しが発生した日の作業においては、他の日に比べて作業があったにもかかわらず元請受注者の人数が少なかったといったところございまして。その結果として、平日に比べて人数が少ない週末を中心に持ち出しが行われたといったところが背景の1つ、あるいは原因になっていたと認識してございます。また、作業員に対する放射性物質を取り扱う重要性に関する意識醸成が十

分なされていなかったといった点があろうかと思っております。また、発注者つまり環境省側の原因といたしまして、廃棄物の無断持ち出しの観点からの対策の明示と現場管理というところが必要であったと思っております。解体工事の施工管理がメインということがございまして、廃棄物の無断持ち出しに着目した管理がさらに必要であったといった原因の方、先生方のご助言を踏まえてまとめてございます。

続いて(2)として対策の方向性についてでございます。今ほど整理した原因につきましては、その後確認している中で大熊町のその6工事に固有する原因ということではなく、環境省として解体工事における不適正防止事案の防止そのものは、継続的に取り組むべき重要な課題ということで、環境省が実施する被災建物の解体工事全般において、同じことが起こらないよう再発防止を図るということ、そうした意味で受注者がとるべき対策について明確に示していくことが必要でございますし、また受注者に対応を求めるべき対策として環境省自身が発注者としてとるべき対策について、方向性の方を整理したところでございます。また、こうした経緯の中で本件自体は解体工事により発生する金属くずの盗難・持ち出しでございますが、環境省が実施する解体工事の中で廃棄物管理を適切に実施していくためには、金属くずの盗難防止、持ち出し対策に加えて、所有者が不要と判断した建物内の残置物、環境省の解体工事で廃棄物として処分されるようなものについての扱いですとか、あるいは解体現場から仮置場までの運搬の関係での無断売却の防止対策といった、より広い視点に立った対策についてもあわせて検討していくのが効果的ということで、その点を踏まえて過去の事案ですとか、あるいは過年度工事のヒアリングの結果も参考に対策として改めて整理した次第でございます。

具体の対策につきましては第4項で御説明申し上げますが、まず受注者に対応を求めるべき対策の方向性として、適切な廃棄物管理をきちんと実施して責任の所在を明確化するということと、体制の構築を求めるというところ、また、解体工事現場における作業員や車両、そして廃棄物の厳格な管理と記録の徹底、盗難防止持ち出しのリスクがある金属くずなどが多く発生する現場については、区別してより厳重な現場管理と廃棄物管理が必要なのではないかとといった点、また、解体現場と仮置場の間での整合性を確認する、そして先ほどお話にもございましたが建物内残置物の盗難防止のための効果的な対策の実施といったところ、また、5ページでございますが、盗難防止の観点からの現場管理・監督の強化そして徹底と、法令の遵守や放射性物質の取り扱いに関する職員・作業員の理解、危機意識の醸成といったところを方向性としてお示ししてございます。また、発注者として対応すべき対策の方向性として、解体廃棄物の無断持ち出し防止に着目した解体現場での効果的な監督の実施、そして不適正事案防止や解体廃棄物適正管理の取り組みについてきちんと全受注者において実施されるように発注図書において必要事項を明示するといった点、またその必要性、あるいは受注者が下請け業者に対して必要な指示・指導・教育を行えるようにするという意

味でも、受注者への啓発がいたるところを方向性として示してございます。

これについて、4.再発防止対策ということでより具体的に整理してございます。

受注者側に求める受注者側の対策としては、まず一つ目として適切な廃棄物管理を実行するための責任の明確化と体制の構築ということでございまして、解体現場における作業員、車両、あるいは廃棄物の管理を指揮監督する元請受注者職員として、廃棄物管理責任者というものを設置すること、そして廃棄物管理責任者は各現場の作業指揮者を統括して必要な指示を行って、責任をもって廃棄物管理を実施していくと、そういった点を明確化してございます。

また(2)といたしまして、解体工事現場における作業員、車両そして廃棄物の厳格管理の記録の徹底ということでございまして、今ほど申し上げた廃棄物管理責任者の方と、まず作業員と車両については、事前に登録簿を作成してそうした者のみが現場において工事作業に従事するという。また、解体で発生する廃棄物につきましても、どういったものを運搬する予定かという点を事前に運搬予定表を作成して、予定されていない廃棄物の運搬を防いでいくと。一方で実際には解体廃棄物でございますので予定通りに発生するとは必ずしもいかずに予定外に発生することが十分想定されますので、そういった際に作業当日にやむを得ず起きてしまうということ自体は発生し得ると思っておりますが、そうした際にはきちっと作業指揮者がその旨を廃棄物運搬予定表に記録するという、あるいは追記するという、何ら記録されないまま現場から出ていくことを防いでいくといったことで、廃棄物管理責任者はその記録を確認して確認結果を記録していくと。そうしたことで廃棄物管理責任者及び作業員にとっての廃棄物管理を保っていくといったことを書かせていただいております。

続きまして6ページでございます。解体廃棄物の収集・運搬に関する記録について、様式を定めて運搬前に運搬車両ごとに必要事項を記録することとしてございます。記録した収集・運搬記録は必ず運搬する車両に備え付けるようにしてございます。

続いて(3)といたしまして、盗難・持ち出しのリスクがある金属くずなどが多く発生する現場、ここでは大型解体現場等と呼んでございますが、そうした現場についてはより厳重な廃棄物管理を実施いたします。以下鉄筋コンクリート造、鉄骨造、あるいは解体工事前の三者立会で、そうしたリスクがある金属くずが多く発生する可能性がある判断された現場などについては、大型解体現場等として明確に選定して、そうした現場においては、より厳重な対応をしていきたいと思っております。具体的には①として書いてございますが、そうした現場については出入口管理を厳格化することとしてございまして、まず仮囲いを設置するなどによって出入口の数を必要最小限にする。その上でそうした出入口については監視員を配置して、基本的にはそうした、あらかじめ定めた関係者や車両以外の現場への入場を禁止していくこと、また、そうした監視員は現場から逆に廃棄物を積んで運搬しようとして出て行こうとする車両について、先ほど申し上げた収集・運搬記録を備え付けてないですとか、あるいは

は記録に記載がない廃棄物を積載しているですとか、もしくは当日運搬予定表として予定されていない車両が出て行くことについては基本的には現場からの出場を禁止する。その上で先ほどありました通り、当日予定外に発生した運搬の場合は、作業指揮者が運搬予定表に記録したことを確認した上で、出場を認めるといったような対応をしていきたいと思っておりますし、また監視員が適正に監視しているかについては元請受注者職員が随時確認していくこと、そして各作業日の解体作業終了時において出入口へ重機を配置するなどにより、無関係な車両の進入を防止していく。また、作業終了時には当然指示をしていきますし、また、重機の鍵や出入口の鍵は元請受注者が管理することとしてございます。

続きまして7ページでございます。②といたしまして引き続き大型解体現場における管理の件でございますが、廃棄物管理責任者やその指示を受けた元請受注者職員においては、廃棄物が発生する際にはその日、当日の間に発生状況を確認して写真により記録し、またその下の③のところでございますが、そもそもできる限り無計画な現場残置を避けて仮置場に運搬できるものについては運搬すると、その上でそれを含めて残置状況を写真により記録して管理していくといった対応の方をとることとしてございます。今ほどまでに御説明した点に関しましては、基本的には10月26日の事務連絡を踏まえて、すでに開始した取り組みの部分でございます。

また、その後第3回検討会においてもご議論いただいた点といたしまして、解体現場と仮置場の間での整合性の確認といったところでございます。解体現場の解体工事と仮置場を管理する側の業務とうまく連携してまいりまして、現場から搬出する台数と、仮置場に搬入される台数の整合性を確認していくということにしたいと思っております。また、荷積み時間と荷下ろし時間を比較することで、想定される運搬時間を超過した場合には、その遅延理由を解体工事受注者が確認する形にして、長時間現場に来ないかなり怪しい車みたいなものをなくしていくといったところ、書かしていただいております。また、金属くずなどの盗難リスクが高い解体廃棄物につきまして、今までも重量測定できていて整合性確認できていたものに関しては、引き続きそのように数量で整合性確認してまいりますし、一方でばら積み含め重量測定が困難なものにつきましては、解体現場からの搬出時と搬入時において両業務の受注者が荷姿写真を撮影して、それらを解体工事の受注者が比較することによって差異が無いことを確認する。またこうした点を踏まえて、様々に総合的に判断しながら、運搬途中での売却ですとか、不法投棄の有無を総合的に判断できるようにしてその防止を図っていきたいと考えてございます。ここは、やはり個々の現場の状況を踏まえることが必要であり、最も適切な方法を探しながら、順次、実際に実施していきたいと考えてございます。

続きまして(5)でございます。建物内残置物の盗難防止のための効果的な対策の実施でございます。大型解体現場等以外につきましても、例えば物品価値があり得る大

型の家具などが残置された住宅ですとか、1枚おめくりいただきまして、再利用や再生利用の価値があるような元商品が残置された小売店でありますとか、あるいは配管や金属ケーブルを簡単に奪取できるような状況で多く残置されている施設については、リスクがあると思っております。また、特に解体前の三者立会などにおいて所有者が不要とするまでは引き続き基本的には所有者の管理に属すると思っておりますが、所有者が不要ということで、環境省の解体工事による撤去の対象となったものが確定して以降、それらについては解体作業の着手前においても盗難防止に注意していく必要がございます。そうした点を踏まえて、三者立会の時に速やかに盗難リスクが高いものについてはどのようなものがあるかをきちんと記録し、どのようなものを環境省の方であるいは受注者の方で管理していくべきなのかという点を明確にしつつ、そうしたものについてはできる限り解体の現場ではなく、仮置場の方に早期に搬出していくですとか、あるいはいずれにせよ廃棄物として処理していくということであった場合には、そのもの自体の価値をある程度毀損していくことによって盗難自体を防止していくというような取り組みを実施していきたいと考えてございます。

また、(6)といたしまして、盗難防止の観点からの現場管理・監督の強化・徹底ということで、先生方からも様々な有用性に関するご意見を頂きました防犯カメラによる盗難等の抑止をしていきたいと考えてございます。盗難の抑止もしくは早期発見の観点で防犯カメラの設置や現地のパトロールの強化を行っていきたくと思っております。特に人の目が手薄になる状況下については注意するところを記載してございます。大型解体現場等においては、現場出入口や盗難の恐れがある廃棄物の全景を撮影できる位置に防犯カメラを設置して常時録画を実施したいと考えてございます。なお、録画に際しては、作業員のプライバシーには十分配慮したいと考えております。また、土日祝日にあつては、多くの金属くず等が発生する解体作業等を実施しないように考えてございますが、やむを得ず実施する必要がある際には、平日と同等の無断持ち出し防止体制を実現するというのを徹底したいと考えてございます。また、通勤車両による不適切な持ち出しを防止する観点では、可能な限り解体工事現場への入構制限ですとか、車スペースの限定等を実施していきたいと考えてございます。

(7)としまして、元請受注者の職員、作業員等に対し法令遵守の重要性、特に放射性物質に関する社会的影響ですとか、不法行為実施に伴うペナルティの大きさについて伝えていただき、危機意識を醸成する点を受注者に対しては対策として実施してもらいたいと考えてございます。

続きまして9ページでございます。発注者（環境省）としての対策ということで、解体廃棄物の無断持ち出し防止に着目した解体現場での効果的な監督の実施というところでございます。受注者側の対策に掲げた取組の実施状況をきちんと統一的な視点で監督職員が監督できるようにチェックリストを作成して、取組状況をきちんと確認し、それらの記録の取り方をルール化するようにします。また、それを活用して十分

な頻度で定期的もしくは不定期に監督を実施してまいります。その結果、前回の検討会でも各委員からご指摘があったところがございますが、監督行為の中で改善すべき点がある場合は受注者への指導を行った上で対策の追加・改善の必要性をきちんと検討したいと思っておりますし、受注者による優良な取組があった際には、全体の取組としてフィードバックや検証等を考えていく点を明記してございます。また、現場確認時におきましては、有価となり得るような廃棄物の種類や保管状況の確認、写真撮影等を実施するとともに、不定期の抜き打ち検査も実施し、無断持ち出し防止の観点からも事務所全体で効果的な監督を実施したいと考えてございます。

(9)でございますが、今後発注する工事においても「受注者側の対策」が確実に実施されるよう、工事発注図書において廃棄物管理責任者の設置を含む受注者が行うべき廃棄物管理に関する事項を明記するということを実施したいと考えてございます。

(10)でございますが、解体工事については本件に限らず継続的にやっていくということでございますので、当然動いている工事、これから動く工事についても工事キックオフ会議の場においてこうした事案があったこと、その重要性については受注者に周知し、不適正事案防止の取組の確実な実施を促していきたいと考えてございます。また環境省が発注する工事全体の受注者に対し、法令遵守の重要性や放射性物質に関する社会的影響ですとか、福島地方環境事務所が行う環境再生事業は地元の理解と信頼を得ることが不可欠である点等を改めて伝え、受注者においても作業員・職員等に対して教育が適正に行うことを求めていきたいと考えてございます。

続きまして(11)の部分につきましては、第3回検討会以降に調整がなされた部分として追記したいと考えている点でございます。その後の調整の中で、防犯効果をさらに高めたいということでございまして、福島県警察様との連携について検討を進めてまいりました。その結果、防犯効果をより高めるという観点から、福島県警察と連携を強化して両者で不適正事案の防止に有用な情報を共有する場を設けていきたいと考えてございます。そうした中で環境省から福島県警察に対して、例えば大型解体現場の位置等の情報を提供させて頂いて防犯効果をさらに高めていきたいと考えてございます。福島県警察から委員としてご参画頂いております大河内委員にも確認済みであることを申し添えます。

続いて10ページでございます。その他環境省として実施する対策ということで羅列的に記載している部分につきましては、改めて環境省として実施するということを明記させて頂きました。その他環境省が実施する対策として、先程申し上げましたが、放射性物質汚染対処特措法を所管する官庁としての立場から、特定廃棄物に関する立入検査を定期的実施してまいりまして、特定廃棄物が適正に処理され必要な書面が適正に備え付けられ保管されているかについて、法を所管する立場から必要な指導・助言を実施していきたくと考えてございます。また、河津委員長からご指摘頂いた点について記載してございますが、既に活用しております不適正除染110番等も活用して、

解体工事の不適正事案に関する情報収集を行って、寄せられた情報については適切に対応していきたいと考えてございます。また、本検討会において取りまとめている再発防止対策につきましては、解体工事の不適正事案の防止という観点から整理してございますが、被災建物等解体工事以外の工事においても広く活用できる取組み、あるいは複数工事間で連携して取り組む必要があるものが含まれると考えております。そうした点に鑑みまして、再発防止対策については、被災建物等の解体工事以外の工事にも横展開してまいりまして、環境省福島地方環境事務所の事業全体の適正な実施を推進していきたいと考えてございます。こちらは今後に向けてということで書かせて頂いておりましたが、実施するという前提で記載位置を移動しております。

続きまして5.今後に向けてということでございます。現場において速やかに再発防止の措置を講じるという観点から、検討会の委員の先生の方々のご了解、ご助言を頂きながら、受注者に対して順次できる再発防止対策の実施について必要な指示等を行い、できる対策は打ってきたところでございます。今後も引き続き、現場において効果的な再発防止対策が講じられるよう、環境省として適切な工事監督や工事発注を実施していきたいと思っております。本事案は現時点の状況に基づいて再発防止対策を取りまとめたものでございます。避難指示解除の状況とか金属くずの資材高騰等の社会情勢や周辺環境によりリスク要因は変化し得ると思っております。こうした点を着実に捉え対策の追加、改善については継続的に行っていくべきものでございますし、先程環境省としての取組みの中でも御説明申し上げましたが、より良いアイデアや適切な取組みがあれば積極的に取り入れていくべきと考えてございます。環境省としても再発防止に向けて、取組の継続的な改良、向上を図っていきたいと考えてございます。説明が長くなりましたが、最後に参考資料といたしまして、本検討会につきましても委員名簿、開催経緯をお付けして全体としての対策とりまとめという形にさせて頂ければと考えてございます。事務局からの説明は以上になります。

(質疑)

河津：ありがとうございます。それでは、今回御説明がありました内容につきまして、今までも各委員と事務局で調整しながらまとめていただいていたと思っております。これに関してはよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、取りまとめができましたので、各委員から最終的なコメントということで、第1回から今日で第4回なりますが、検討会を通してコメントいただければと思います。川瀬委員お願いします。

川瀬：検討ご苦労様でございます。現場で実際に対策が取られていることは、業務の関係で現場の近くを通ったりして、実際、休日の対策がしっかり取られていたり、ガードマンが立って、出入りする車をしっかり管理しているようなところを見せていただいて、環境省さんがしっかりと指導をされたことが守られているな、というところを見せていただいております。ただ、こういう事案があつてしばらくの間は、皆さん緊張感

を持って対応されていると思いますので、やはりこれを継続的に取り組んで、しっかりとした対策を継続的に取り続けるというためには、機会ある毎に受注者さんへの教育をしっかりしていただく。教育だけではなく、やはり連携して、そういう不正が起こらないように、コミュニケーションを密に取っていただく、ということが大事だと思っております。「今後に向けて」というところで記載いただいている部分でございますけれども、継続的な効果的な取り組みを継続していただきたいと思ひますし、解体工事を含めた除染の事業というのは、福島復興に欠かせない作業ということになって参ります。一般の方々から見れば、管理がされてない、例えば放射性物質で汚染されている可能性があるものが何も検査も受けずに、流通に回ってしまうというところは非常に不信感・不安感に繋がる場所だと思いますので、しっかりと心を引き締めて、危機意識を持って継続的に取り組んでいただければと思います。以上になります。

河津：ありがとうございました。佐藤委員お願いします。

佐藤：佐藤でございます。国交省の立場も少し兼ねていますが、我が社も色々な現場を持っています。現場管理という、やはり受注者任せになっている現場が多いです。今回、現場管理だからといって受注者任せにするのではなく、しっかり発注者側、環境省さん側も関与というか、絡んでやっていくということで、対策の取りまとめがされている点は非常に素晴らしい。国交省としても参考になるところは参考にしていかないと、と感じているところでございます。せっかく作った取りまとめですけども、これは書いただけでは何も変わらないので、言葉悪いですけども、絵に書いた餅にならないように、今後受発注者がしっかり連携とか共有していただき、しっかり実践していただいて、現場から進めていっていただけたらと思います。以上です。

河津：ありがとうございました。それでは新開委員お願いします。

新開：今回の取りまとめは「現状においては」、というところで御説明がありました。現状の観点から見ますと、今御説明ありましたように、受注者側の方もきちんと対応していくということですので、後はいかに実効的に対応していくかというようなことだと思います。やはり1年、2年進めれば、気持ちが緩むというのは当然のことでありまして、その辺の対応をいかに継続的にきっちりやっていくかというような問題も出てくるかと思ひます。それから、今回の検討会で検討している情報は、警察とかそういうところからも聴取をして、出来るだけ集まった情報で対応していると思うのですが、今、刑事事件も並行しておりまして、22トンの被害全てが犯行によって持ち出され、その関係者が起訴されております。そうすると判決があり、その刑事記録も閲覧可能になる。ただ、プライバシーの観点からかなりの部分が黒塗りになるということも考えられますが、刑事記録をもう一度検討していただくと今回の検討会で出てきている情報とは違った情報もあるかと思ひます。そういう情報も改めて、今後の検証の一つとして考えていただいて、対応していただけたらと思います。私としては以上です。

河津：ありがとうございました。それでは星委員お願いします。

星：はい。星でございます。まず本日提出された取り組み案につきましては、これまで検討会で議論された内容が項目的に分かりやすく整理されているな、という印象を持っております。環境省さんにおかれては、取りまとめに当たりましては、様々な意見によく対応されていたなと思っておりまして、私が少し論点のずれた意見を出しても、それに対して丁寧に、対応していただき、この場をお借りして感謝を申し上げます。まず、この取りまとめについて、皆さんから意見として出ておりますけど、最善の対策をまとめられたものと思っておりまして、すでに実施されている内容もございますが、まとめたということで取り組みがようやくスタートするものと考えておりますので、私から1点だけ要望を申し上げたいと思います。当然のことですけれども、すでに意見が出ているのですが、まとめた対策を継続的に確実に実施していただきたい、という点でございます。具体的には、私はこの検討会を通じて、環境省さん発注の事業において、多くの事業者の方が関わっていることが分かりましたので、発注者である、まず福島地方環境事務所内で定期的に情報共有をしっかりと行うとともに、受託事業者、当然下請の方もいますけれども、定期的に情報共有を図っていただきたいと思っております。仮置場においても、と記載をされておりますけれども、やはり連携が大変重要だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。最後になりますが、少し論点がずれるのですが、今回示された取り組みについては発注者である環境省と受託業者の皆様にとって、これまでのチェック体制や取り組んでいた内容から大幅に増えているというところで、業務量と経費的な部分が増えているのではないかと思っております。従って、環境省さんにおかれましては、これらに的確に確実に対応できるように、人員とか予算とかをしっかりと確保していただきたいと思っております。以上で私の発言は終わります。

河津：ありがとうございました。この取りまとめ案につきましては、各委員からは、概ねよく分かった、というコメントをいただきました。

議題2. その他

河津：それでは、次の議題2その他について、事務局の方から何かございましたでしょうか。

豊島：はい。環境省福島地方環境事務所、環境再生・廃棄物対策総括課長の豊島でございます。まず本日の議事につきましては、事務局において議事録の案を作成して、委員の皆様方によって御確認をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。冒頭申し上げさせていただきましたけれども、今回の議事録につきましては、公開とさせていただく予定でございますので、その点御承知おきのほどよろしく御願いたします。また、取りまとめに関しましても追って公開とさせていただく予定でございます。こちらについても御承知おきのほどよろしく御願いたします。私の方から以上でございます。

河津：はい。ありがとうございます。それでは各委員の方から、特に後はございませんでしょうか。それでは、事務局の方に進行をお返ししますけど、その前に一言私の方から御挨拶をさせていただきます。まず初めに、この検討会が始まったのが、去年の10月ということで、それから3ヶ月少し、比較的短い間の中で、いろいろ事務局の方の努力だとか、それから各委員の方の専門性を生かしたところの積極的な意見や提言や、そういったものがあって取りまとまったのだと考えております。それにつきましては各委員の方、それから各事務局の方に敬意を表したいと思っています。この事案というのは、窃盗事件と言えばそれまでなのですが、福島県の中で帰還困難区域、この特殊なその範囲の中で行われたということで、住民や国民の目から見ますと帰還困難区域という、少し線量率が高いようなところからものが外に出ていったと。それも放射性物質がどれぐらい濃度あったというようなことも、ちゃんとわからないまま出ていってしまったということが、国民に対して非常に不信感だとか不安感だとか、というものを抱かせるものかなと考えています。幸いその後の調査で、濃度も低かったし影響も少ないということはわかりましたけれども、やはりそういうふうにな不安を抱かせることは非常に問題であるということから、環境省事務局としても危機感を持って今回の検討会をやられたのだと思います。ぜひ、そういったことから放射性物質を扱っているのだという意識は、今後特定帰還居住区域が新たにまた始まるわけです。今までのところからまたさらにもう少し、もしかしたら線量率が高いようなところの作業も入ってくるかもしれない。そういう意味では、今回取りまとまった案、これをしっかりと継承していただき、そういうことによって不安感を少なくさせていくということが非常に重要なことと思っていますので、ぜひお願いしたいと思っています。最後の方のこの取りまとめにも入っていますけれども、やはり社会情勢が変わったりしますし、リスクそのものの感覚っていうのはまた少し変わってくるかもしれない。そういった社会情勢の変化であるとか、ここに書いてありますけど、リスクに対する感度も高まってくる。そういうこともありますので、ぜひその辺は、今後そういう状況を踏まえながら、さらに、こういった不適正事案がなくなるような形で進めていただければいいのかなと思います。今まで4回、どうもいろいろ皆様本当にありがとうございました。皆様ご苦勞様でございました。

豊島：河津委員長、どうもありがとうございました。それでは、検討会の閉会にあたりまして、事務局を代表して改めて福島地方環境事務所長の関谷よりご挨拶申し上げさせていただきます。

所長挨拶

関谷：委員の皆様方、本日、またこれまでの過去の検討会も含めまして、貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。本日御説明差し上げました取りまとめ案につきましても、皆様方から評価をいただいたと理解をしております。私どもとしては、まずはこれを現場でしっかりと実施をして、実行を上げていくということが必要だという

ことで考えてございます。すでに多くの取り組みは、実施に移しておりますけれども、これからさらにここにも書かれました対策一つ一つ、現場で着実に実施をしていきたいと考えてございます。今日皆様方から御発言それぞれございましたように、あくまで現時点での案としては、いいものができたという一方で、これをいかに継続的に実効あるものとして実施していくか。時間が経った後でも、それを続けていくかというところが課題であるということですか、あるいはそのための人員や予算の確保でありますとか、あるいは受注者・発注者との間のコミュニケーション、あるいは連携といったところの重要性も御指摘をいただいたと思います。そもそも今回こういった皆様方にご面倒おかけしまして検討いただきましたのは、私どもの発注工事の中で事案が起きたということでございます。それが地元の皆様方も含めて、国民の皆様へ不安を与えてしまったという、その出発点を改めて私ども再認識をいたしまして、こういったことを繰り返さないという決意を改めて私どもとしても示すとともに、受注者と一体となって取り組みを進めるということが何より肝心かと考えているところでございます。改めまして、皆様方の今回の検討にあたっての尽力・貴重な御意見に感謝申し上げますとともに、今回取りまとめいただきましたこの内容について、私ども環境省事務所、しっかりと実施していくことをお約束いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

豊島：それでは、以上をもちまして、「解体工事不適正事案に係る対策等検討会」を閉会させていただきます。皆さん本当に改めましてどうもありがとうございました。

以上